

船橋市鉄道新線建設費利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）第13条第1項第5号の規定により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が建設した鉄道施設を同項第6号の規定により譲渡を受けることにより路線を整備した民営鉄道事業者（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条に規定する会社を除く。以下「鉄道事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、この要綱に基づき利子補給金を交付する。

(利子補給金交付対象鉄道事業者等)

第2条 利子補給金交付対象鉄道事業者（以下「補助事業者」という。）及び対象路線は、次のとおりとする。

利子補給金交付対象事業者	対象路線
東葉高速鉄道株式会社	東葉高速線（西船橋～東葉勝田台）

(利子補給金交付対象経費の額及び交付額)

第3条 利子補給金交付対象経費の額は、前条に規定する対象路線を建設するため、機構が発行した鉄道建設債及び借入金で構成する譲渡価額に係る利子の一部（1%分）を支払猶予することにより新たに調達が必要となる資金に係る利子に3分の2を乗じて計算した額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とし、市に係る利子補給金の負担割合は、当該額に3分の1を乗じて計算した額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）以内の額とする。

(交付申請)

第4条 補助事業者は、利子補給金の交付を受けようとするときは鉄道新線建設費利子補給金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、補助事業者から前条の規定による交付申請があったときは、内容審査のうえ、利子補給金の交付額を決定し、鉄道新線建設費利子補給金交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知する。

(交付の条件)

第6条 市長は、前条の規定により交付の決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) この利子補給金に関し、市長が必要と認めるときは、補助事業者から報告を求め、又は関係職員をして随時、調査及び指示を行わせることができる。
- (2) この場合、補助事業者は機構の協力が得られるよう、あらかじめ措置しておかなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、利子補給金に係る利子の支払を完了したときは、速やかに支払を完了したことを証する書類を添えて、鉄道新線建設費利子補給金実績報告書(第3号様式)を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、内容審査のうえ、交付額を確定し、鉄道新線建設費利子補給金交付確定通知書(第4号様式)により補助事業者に通知する。

(交付の請求)

第9条 第5条の規定により通知を受けた補助事業者が利子補給金の交付を受けようとするときは、鉄道新線建設費利子補給金請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 交付金は、第8条の規定により確定した額を機構に支払った後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、機構への支払前に交付することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年3月14日から施行し、平成11年度予算に係る利子補給金から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和20年3月31日限り、その効力を失う。

附則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

第1号様式（第4条）

（記号番号）
年 月 日

船橋市長

あて

（申請者）所在地
名 称

印

鉄道新線建設費利子補給金交付申請書

年度鉄道新線建設費利子補給金の交付を受けたいので、船橋市鉄道新線建設費利子補給金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 利子補給金の内容
譲渡を受けた施設（名称及び区間等）に係る 年度利子補給
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類
 - (1) 当該年度利子補給金申請内訳書
 - (2) 機構との間に取り交わした当該鉄道新線の譲渡に係る契約書等の写し

第2号様式（第5条）

船橋市指令第 号
年 月 日

（申請者）所在地
名 称

船橋市長 印

鉄道新線建設費利子補給金交付決定通知書

年 月 日付け（記号番号）をもって申請のあった 年度鉄道新線建設費利子補給金については、下記のとおり交付をすることに決定したので、船橋市鉄道新線建設費利子補給金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 利子補給金の内容
譲渡を受けた施設（名称及び区間等）に係る 年度利子補給金
- 3 交付の条件
 - (1) この利子補給金に関し、市長が認めたときは、関係事項について報告を求め、又は関係職員をして臨時、調査及び指示を行わせることがある。
 - (2) この場合、申請者は機構の協力が得られるよう、あらかじめ措置しておかなければならない。

第3号様式（第7条）

（記号番号）
年 月 日

船橋市長

あて

（申請者）所在地
名 称

印

鉄道新線建設費利子補給金実績報告書

年 月 日付け船橋市指令第 号をもって交付決定のあ
った年度鉄道新線建設費利子補給金について、船橋市鉄道新線建設費利子
補給金交付要綱第7条の規定により下記のとおり実績を報告します。

記

1 利子補給金の内容

譲渡を受けた施設（名称及び区間等）に係る 年度利子補給

2 事業実績

機構への利子 支払額(A)	左のうち利子補給金に 係る支払額(B)	交付決定額 (C)	過不足額 (C)-(B) (D)

3 添付書類

- (1) 利子補給金支払内訳書
- (2) 機構への領収書等

第4号様式（第8条）

第 号
年 月 日

(申請者)所在地
名 称 様

船橋市長 ⑩

鉄道新線建設費利子補給金交付確定通知書

年 月 日付け船橋市指令第 号をもって交付を決定した、
年度鉄道新線建設費利子補給金については、下記のとおり交付額を確定しまし
たので、船橋市鉄道新線建設費利子補給金交付要綱第8条の規定により通知し
ます。

記

- 1 利子補給金の内容
譲渡を受けた施設（名称及び区間等）に係る 年度利子補給金
- 2 交付確定額
金 円

第5号様式（第9条）

（記号番号）
年 月 日

船橋市長

あて

（申請者）所在地
名 称

印

鉄道新線建設費利子補給金請求書

年 月 日付け第 号をもって額の確定のあった
年度鉄道新線建設費利子補給金を船橋市鉄道新線建設費利子補給金交付要綱第
9条の規定により次のとおり請求します。

請求金額 金 円

金融機関	
預金種別	
振込口座番号	
名義人 (カタカナ)	